

バスやタクシーでの外出を支援します

令和８年度　下松市
高齢者バス・タクシー利用助成事業



使用期間

令和 8年 4月 1日 ～ 令和 9年 3月 31日

助成内容

◆　１枚200円の高齢者バス・タクシー利用助成券を以下のとおり交付します。

更新・4月申請	5月申請	6月申請	7月申請	8月申請	9月申請
60枚 (12,000円分)	55枚 (11,000円分)	50枚 (10,000円分)	45枚 (9,000円分)	40枚 (8,000円分)	35枚 (7,000円分)
10月申請	**11月申請**	**12月申請**	**1月申請**	**2月申請**	**3月申請**
30枚 (6,000円分)	25枚 (5,000円分)	20枚 (4,000円分)	15枚 (3,000円分)	10枚 (2,000円分)	5枚 (1,000円分)

対象者

◆　本市に住所を有する**満70歳以上**で、
　　障害者福祉タクシー利用券の交付を受けていない人

申請方法

◆　**新規申請の場合**は、以下①～④のいずれかの方法で申請書を提出してください。
　　①市役所(高齢福祉課1階10番窓口)で直接申請　②出張所で直接申請
　　③郵送による申請　④市ホームページからオンライン申請 ⟶

◆　受付期間は、令和８年３月２４日～**令和９年３月７日（必着）**です。

◆　【事業継続する場合】**一度申請された人**は、自動的に翌年度以降の助成券交付手続きを行うため、**更新申請する必要はありません。**

◆　交付決定した人には、申請後**2～3週間程度**で助成券をゆうパックにて送付します。

◆　年度ごとに１人１回のみ交付できます。助成券をすべて使用した場合や紛失・破損した場合、**追加交付・再交付はできません。**

下松市 高齢福祉課 長寿支援係

〒744-8585　下松市大手町3-3-3　☎0833-45-1837

助成券の取扱い

- 助成券は、交付を受けた**ご本人のみが使用**できます。
- **利用者番号**が助成券冊子表紙の表面に記載されています。**対象者氏名**の欄に必ずご本人の氏名を記入の上、使用してください。

対象事業者

- 別紙「高齢者バス・タクシー利用助成券が使用できる事業者」を参照ください。
- 下松市コミュニティバス（米泉号、かさど号）でも使用できます。
- 高速バスでは使用できません。
- 福祉タクシーでも使用できます。



バスでの使用方法



- **下松市内での乗車または降車**の場合に限ります。（特例として、周南市「坂本入口」および「久米鳥越」停留所での乗車または降車の場合は対象）
- 1回の乗車につき、**助成券1枚（200円分）のみ**使用できます。
- 降車時に助成券を運賃箱へ入れ、不足分の運賃をお支払いください。
- 運賃が200円以下でも使用できますが、**おつりは出ません。**



タクシーでの使用方法



- **下松市内での乗車または降車**の場合に限ります。
- 1回の乗車につき、 **1人助成券3枚（最大600円分）まで**使用できます。（複数人で乗車する場合も、1人につき助成券3枚まで使用できます。）
- 降車時に助成券を乗務員へ渡し、不足分の運賃をお支払いください。
- 運賃が助成券の合計金額より少ない場合、**おつりは出ません。**
- 乗車時に助成券が使用できるタクシーか確認してください。

注意事項



- 助成券を**譲渡、売買及び複製してはいけません。**
- 死亡、転出その他の事由により、助成対象者でなくなった場合は速やかに助成券を返還してください。
- 助成券を不正に使用した場合、**次年度の助成券の交付を受けられません。**